

平成 22 年 5 月 25 日

各 位

会社名 特種東海ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 三 澤 清 利
(コード番号 3708 東証第 1 部)
問合せ先 取締役 社長室長 池 谷 修
TEL 03-3273-8281

商号変更および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、商号変更および定款の一部変更について、下記のとおり、平成 22 年 6 月 24 日に開催予定の第 3 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、平成 22 年 4 月 1 日に特種製紙株式会社と東海パルプ株式会社を吸収合併することにより持株会社から事業会社へ変更しました。これに伴い、主要事業である製紙事業の更なる飛躍と認知度の向上のため、当社の商号を、平成 22 年 6 月 24 日開催予定の第 3 回定時株主総会で定款一部変更の件が決議されることを条件に、平成 22 年 7 月 1 日をもって「特種東海ホールディングス株式会社」から「特種東海製紙株式会社」に商号変更すべく、現行定款第 1 条の変更を行い、附則をもって効力発生時期を明確にするものであります。なお、当社は既に通称として「特種東海製紙」を使用しております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
(商号) 第 1 条 当社は、 <u>特種東海ホールディングス株式会社</u> と称し、英文では、 <u>Tokushu Tokai Holdings Co., Ltd.</u> と表示する。 第 2 条～第 45 条 (条文省略) (新設)	(商号) 第 1 条 当社は、 <u>特種東海製紙株式会社</u> と称し、英文では、 <u>Tokushu Tokai Paper Co.,Ltd.</u> と表示する。 第 2 条～第 45 条 (現行どおり) 附則 第 1 条 <u>本則第 1 条(商号)の変更は、平成 22 年 7 月 1 日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は効力発生日の経過をもってこれを削除する。</u>

以 上